

## 始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正について

### 1 改正概要

始良市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 (略)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- (2) 障害者の相談支援事業に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 法第88条第9項の規定により、市障害福祉計画の策定又は変更に関し、意見を述べること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

(以下略)

附 則（令和4年8月4日告示第390号）

この告示は、告示の日から施行する。

### 2 差別解消法に係る相談等について（令和4年度対応分）

相談概要	対応
公共交通機関の視覚障害者への対応状況に関する事	傾聴の上、当該公共交通機関の担当部署を確認し、相談者より直接申し出ができるよう、調整。

(参考)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。